

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

	取 扱 い の 内 容	取 扱 期 間
1	通帳・証書等や印章をなくされた被災者の方に対する次の取扱い ・ 通常貯金、定額貯金および定期貯金の払戻し ・ 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金および 積立郵便貯金の払戻し ・ 払戻証書による払戻金および返還金支払通知書による返還金の 払渡し ※ おひとりさま 20 万円まで	2024 年 8 月 29 日（木）から 同年 9 月 30 日（月）まで
2	・ 定額貯金の据置期間（6 か月）内の払戻し ・ 定期貯金の預入期間内の払戻し	
3	被災により汚れた紙幣の引換え	
4	国債を紛失した場合のご相談対応（簡易郵便局を除きます。）	